東洋史研究
第五十二巻　第三號　平成五年十二月發行

宋初の配流と配軍

辻　正博

はじめに
一　廂軍の成立――特に牢城部隊について――
二　減死一等の刑――配流刑――
三　配軍刑――もうひとつの「減死一等の刑」――
(一)　奏裁件數の削減
(二)　勞役刑から配軍刑へ――竊盜法の改正
(三)　追放刑的要素の導入――強盜法の改正
おわりに

はじめに

七世紀前半に骨格が定まった唐律の刑罰體系は、宋代以降も形の上では承け繼がれていったかのように見える。しかし、唐から宋にかけての大きな社會變革の波のなかで、法制も變化を餘儀なくされ、律の五刑（笞・杖・徒・流・死）の具

體相は、前代と大きく異なるものとなった。否、唐代においてすでに、現實に執行される刑罰と律の規定とのあいだには、相當の乖離が生じていた。(1)

かかる觀點に立って、わたくしは先に唐代の流刑について若干の考察を試みた。(2)その際、五代・宋に現れる「配隸」なる刑罰と流刑との關わりについても一瞥したのであるが、特に宋代の部分については考察が不十分であったように思う。本稿は、宋初、つまり太祖朝から眞宗・仁宗朝にいたる時代の廣義の「自由刑」、具體的には配流と配軍とについて考察を加えることにより、前稿の不備を些かなりとも補おうとするものである。

論を始めるにあたり、これまで宋代の法制を論ずる場合にほとんど同義語として使われてきた觀のある「配隸」「配流」「配軍」の三つの用語について、若干の說明をしておきたい。(3)そもそもこれらの語は、その原義を異にする。「配隸」の語は本來、隸屬を意味する。たとえば『唐律疏議』名例第二八條疏議は、太常音聲人を說明して「倶にこれ配隸の色にして、州縣に屬さず、唯だ太常に屬す」と言う。「倶に」とあるのは、その前で述べられている工戶・樂戶・雜戶も含めて「配隸の色」に屬するからである。つまり唐律では、州縣に屬さずに國家の機關に隸屬する人・戶を指してこの語を用いているのである。そこから「國家の機關に隸屬させる」というかなり廣い意味をもつ言葉になったのであろう。一方、「配流」は「流」、つまり追放刑の執行を意味する言葉であり、律の流刑はもとより、皇帝の判斷によって行なわれる追放刑を執行する際にもこの語が用いられた。また「配軍」は、軍隊への編入を意味する。このように、三つの語は本來の意味が異なるのである。それゆえ本稿では、これらの語を次のように區別して使用したい。まず、皇帝の判斷により執行される追放刑を「配流」刑と呼ぶこととする。律(『宋刑統』)に定められた流刑は、この中には含まれない。なぜなら、宋初に制定された折杖法によって、流刑は追放刑の性格を喪失してしまったからである。(4)また宋代では、刑罰として罪人を廂軍という雜役部隊に編入するが、本稿ではこれを「配軍」刑と稱する。「配隸」は、この二つの刑罰を包含する廣い意味の言葉であり、混亂を避けるため本稿では用いぬこととする。

一　廂軍の成立——特に牢城部隊について——

かつて滋賀秀三氏は、上代から近代までの中國の廣義の自由刑を通觀され、宋代の最も普通の刑罰として臀杖・脊杖と編配とを擧げ、後者について次のような説明を加えられた。

宋王朝の支配が確立して平和が恢復すると、死刑に該當する無闇に多數の犯人のうち、大部分について死一等を減ずるための手段として、既述の五刑の上に新たな刑種が發生した。配軍（また配隷・配流ともいう。單に配といえばこの刑を意味する）、編管、羈管なる刑名がこれであり、總稱して編配という。(5)

氏の説によれば、「配軍」は「配流」と同一の刑罰であって、廂軍（地方の雜軍）への編入を意味し、本來の死刑を特に減免する代わりに行なわれたという。確かに、『宋史』刑法志や沈家本『歷代刑法考』などは、配流と配軍とを區別せずに記述しており(6)、氏の考えはこれまでの傳統の上に立つものと言えよう。しかし配流と配軍とでは、本來の意味が異なる。それが『宋史』以來、同じ刑罰として扱われてきたのは、いかなる理由によるのであろうか。配流刑が死刑の下に置かれたのは、律の五刑と同じ發想であり理解しやすい。しかし唐代後半の軍隊の社會的な地位を考えると、配軍刑が「減死一等の刑」として宋朝の刑罰體系に組み込まれるまでには、何らかの歷史的經緯があったと思わざるを得ないのである。そもそも配軍刑の受け皿となる廂軍は、どのようにして成立したのであろうか。

『宋史』兵志は、廂軍の成立について「建隆初年、諸州の軍隊から壯勇な兵士を都に送って禁軍に編入し、それ以外の兵士は本城に留めて、更戍（一定期間ごとに駐屯地を變える）や教練を行なうことなく、おおむね雜役に從事した」(7)と説明するが、實際には廂軍は五代の中頃からすでに存在したようである(8)。當時の兵士は、專ら逃亡を防止するため、通常顔面に入れ墨を施されていた（刺面、黥面）(9)。この場合の入れ墨は、刑罰として行なわれたのではなく、これを上代に行なわれた肉刑のひとつ、黥刑と同一視するのは正しくない。こうしたことは唐以前にはなく、唐末、黃巢の亂以後はじめて行なわ

れるようになったようである。[10] 各藩鎭閒の抗爭激化に伴なう逃亡兵士の增加と兵士不足、それに對する軍律の強化などがその背景にあったものと推測される。兵士はたとい逃亡しても、捕まれば顔面に刻された所屬部隊名が手がかりとなって原隊に連れ戻されるほかなかった。そのため、首尾よく追手を逃れた者は、州縣の追捕の手が屆かぬ山澤に集まり、盜賊化するのが常であった。[11] かかる狀況の下で、兵士の社會的地位は急速に低下していった。

宋代、罪人の配軍先としてよく使われた牢城指揮（あるいは軍、營。本稿では「牢城部隊」と呼ぶこととする）は、最も代表的な廂軍のひとつであり、全國のほとんどの州に設置されていた。しかし、この部隊とて最初から罪人ばかりを收容していたわけではなかった。

牢城部隊の起源は唐末にまで遡る。[12] しかしこれ以前にも、その先驅とおぼしき部隊が存在した。呼稱はさまざまだが、「防城」の名で呼ばれる部隊はそのひとつである。[13] その任務は、次の「卜瓘墓誌」の記述から城塞の防禦を固めることにあったと知られる。

（元和九年（八一四）司空嚴公（綬）、この邦（＝山南東道）を主どるに及び、またその才を重んじ、同押衙・防城及び車防都知兵馬使に補充し、幷せて宮園馬禾等を勾當せしむ。州府以て肅（とと）のい、城隍虞れ無し。三軍蔬を足らし、萬馬の常秣あり。[14]

牢城兵士を指して「牢城防禦兵士」と呼ぶこともあったから、[15] 牢城部隊は「防城」部隊の延長上に位置し、本來は城塞の防備を固めることを主たる任務とする部隊であったと推測される。[補註]

牢城部隊の統率・指揮には、牢城使（または都牢城使）が當った。[16] 「韋君靖建永昌寨記」（『金石續編』卷一二）は、唐末の乾寧二年（八九五）に昌州刺史・昌普渝合四州都指揮使の韋君靖が永昌寨を築いたことを記念して刻された題記であるが、本文に續いて列記された軍將のリストにより韋君靖麾下の軍構成を窺い知ることができる。このうち「當州軍府軍府官節級」、つまり韋君靖の根據地たる昌州（現四川省大足縣）の軍將に次のような者がいる（拔粹）。

節度押衙・昌元縣令・充牢城使・銀青光祿大夫・檢校國子祭酒兼御史大夫・上柱國韋寶
節度先鋒兵馬使・充牢城都虞候・銀青光祿大夫・檢校國子祭酒兼御史・上柱國吳士倫
司節度副使・兼軍事押衙・充左右兩廂都虞候・牢城判官蘇家□

これらはいずれも昌州にあった牢城部隊に屬する武將であり、牢城使の指揮の下、都虞候・判官らが實務を行なっていたと推測される。

牢城部隊が藩鎭諸軍内で占める地位は、少なくとも唐末から五代前期までは、決して低くなかった。黃巢の亂直後の光啓三年（八八七）四月、淮南で左廂都知兵馬使畢師鐸が、軍の要職にあって專權をふるっていた呂用之らを討つべく、節帥高駢に反旗を翻し、治所の揚州を包圍する事件が起こった。高駢は揚州城防衞のため、從子で前左金吾衞將軍の高傑を都牢城使に任命し、「親信五百人を以てこれに給」したという。(17) 揚州城が畢師鐸の手に落ちようとする閒際、高傑は呂用之を捕うべく牢城兵を率いて子城（内城）から出擊したが、失敗に終わった。この時高傑が率いた兵を、新舊『唐書』はともに「牙兵」と記す。(18) 牙兵とは節度使麾下の中核部隊である。この例からわかるように、唐末における牢城使の扱いは決して低くはなく、むしろ重要な戰鬪で兵を率い出擊して戰功を立て、さらに重用されている場合も少なくない。(19) 牢城使とその麾下の牢城兵は、この時點ではまだ藩鎭の軍隊内部で然るべき地位を占めていたのである。

では、牢城部隊の地位はいつ頃から低下していったのか。日野開三郎氏によれば、五代の州兵（廂軍）は時代を經るにつれて劣弱化の傾向にあったという。(20) 氏はその理由として、州兵中の強壯者が待遇の良い廳直軍、つまり節帥の親衞軍に吸收されたこと、中央政府の集權策により禁軍の強化・地方軍の弱化が特に五代中期から推進され、州兵の強壯者が禁軍に引き拔かれたことを擧げておられる。(21) 確かに後唐の清泰二年（九三五）には「牢城防禦兵士」の不足が傳えられており、かかる趨勢はこのころから始まったようである。

續く後晉・天福八年（九四三）に、流亡人戶を無閙に戶籍につけた胥吏を「決脊杖十八、刺面、配本處牢城執役」に處

するよう定めた詔敕が下され、[22]遂に罪吏が牢城部隊に送り込まれることとなった。しかしこれは何も牢城部隊に限ったことではない。全般的な兵士不足のためであろう、この頃、從來なら恩赦の對象とならぬことの多かった凶惡犯を軍隊に編入することが行なわれているのである。天福六年（九四一）の大赦では、持仗行劫[23]及び殺人を犯した者に對し、罪を赦免する代わりに鄉里から追放し、各地の軍隊に編入しているし、[24]開運元年（九四四）の大赦では、赦免された強盜犯のうち希望者を「配軍收管」する措置がとられている。[25]しかしこうしたことは、後周になると行なわれなくなったらしく、[26]むしろ犯罪者以外の者を牢城部隊に編入した例も見られる。たとえば、顯德五年（九五八）、中書省は、後漢の乾祐年間以來の俸戶制廢止を上奏して裁可され、これによって中央・地方各官廳及び州縣官の課戶・莊戶・俸戶・柴炭紙筆戶等は解放されて一般の戶籍につけられた。この時、以後も續けてこれらの戶に充てられることを希望する戶は「本州に仰せて軍戶に勤充し、本州の牢城に配して執役」させることとなった。[27]「軍戶」として戶籍上一般民戶と別扱いを受ける者が牢城部隊に編入されたのである。牢城部隊へ罪人を編入するという後晉以來の流れが、そのまま宋代の配軍刑に結びついたわけではなかったのである。

ただ、先の天福八年の詔や顯德五年の中書の上奏にあるように、牢城部隊が「執役」つまり雜役に從事する部隊に變質していたことは、注目に値する。五代前期にはまだ藩鎭軍內で然るべき地位を占めていた牢城部隊は、その後の中央集權策の進展に反比例して弱體化してゆき、雜役部隊への道を歩んだのである。しかし五代の牢城部隊には、必ずしも罪人のみが送り込まれたわけではなく、宋代に入ってから直ちにこの狀況が一變したとも考え難い。では一體いつから配軍が國家の刑罰體系の中に組み込まれ、牢城部隊が罪人ばかりを收容する部隊となったのであろうか。次章では、宋朝初期の死刑減免措置を檢討することにより、問題解決の糸口を探ることとする。

二　減死一等の刑——配流刑——

唐代後半から五代にかけて、特に盗罪や專賣法違反に對する刑罰は、敕によって著しく強化された。新しき統一王朝たらんとする宋朝は、前代の峻法によって無闇に增加した死刑囚の數を減らすため、法そのものを緩和する一方で、皇帝の實質的判斷による死刑の減刑を行なった。死一等を減ぜられた罪人の受け皿として用意されたのが、配流刑に他ならない。宮崎市定氏が正しく指摘されるように、「宋初の配流という刑は、唐律の流刑ではなくして、死刑の代刑で、しかも天子の特恩によるもの」なのである。(28)

刑統では、死罪の嫌疑の固まった者について、一定の條件を滿たす場合に特別に上奏し、皇帝の實質的判斷を仰ぐことになっている（上請）。(29)また宋代では、盗罪・專賣法違反・軍人の犯罪などに對する、敕による刑罰規定の中に、犯した罪（贓額など）が一定の基準を超えると上請・奏裁を行なうよう定めるものが存在する。上請の場合、皇帝は犯罪者の情狀を酌量し、死一等を減刑することが多かった。また上請以外にも、死刑囚について、法と情狀との間に懸隔がある場合や情理に惱れむべき點のある場合、法の適用に疑慮が生じた場合に、奏裁つまり皇帝の敕裁を請うことがあった。この場合も死一等を減ぜられるのが通例であった。(30)

「減死一等の刑」すなわち死刑の代替刑として配流刑を用いることは、唐代でも行なわれており、それは時に杖刑の併科を伴った。(31)これは律の流刑とは系統を異にする、いわば超法規的な處罰である。宋朝もこれに倣って皇帝の判斷によって死刑を減じた場合に、罪人を僻遠の地に放逐したにすぎない。そもそも傳統的中國法においては、皇帝は常に法の上にあって、法の規定にとらわれぬ裁定を行なう權能を有していた。(32)皇帝は律に定められたもの以外に、詔敕によって刑罰を下すことができたのである。『大唐六典』には、皇帝が獨自に行なうことができた處罰が以下の如く列擧されている。

凡そ律法の外に、殊旨別敕有り、則ち死・流・徒・杖・除免の差有り（謂うこころ、殊旨別敕有りとは、宜殺却、

表一　五代の配流地

地方＼王朝	後梁	後唐	後晉	後漢	後周	合計
嶺　南	1	2				3
劍　南		2				2
河　北		4				4
河　東		7	1			8
關　内		6	5		1	12
山　南		3	3	1	3	10
河　南		3		2	8	13
その他		1				1
合　計	1	28	9	3	12	53

宜處盡、宜處死、宜配遠流、宜流却、配流若干里及某處、宜配流却遣、宜徒、宜配徒若干年、至到與一頓、與重杖一頓、與一頓痛杖、決杖若干、宜處流、依法配流、依法配流若干里、宜處徒、依法配徒、與徒罪、依法處徒若干年、與杖罪、與除名罪、與免官罪、與免所居官罪なり。皆な刑部奉じてこれを行う(33)。

「殊旨別敕」とは、律の枠外にある皇帝の敕裁による處罰に他ならない。注目すべきは、こうした刑罰にも死・流・徒・杖という律の五刑に類似した體系が採られていたことである。敕裁による死刑減免の結果として追放刑が適用されるのは、律の刑罰體系から見ても、また敕による刑罰體系から見てもごく自然な發想であろう。

さて唐代の場合、配流人が送られる先はおおむね瘴癘の地、嶺南道と決まっていた(34)。ところが五代になってこの地方が華北王朝の版圖からはずれると、配流地も變化せざるを得なかった。**表一**は、『舊五代史』『新五代史』『資治通鑑』『册府元龜』に記錄された五代の配流件數を、王朝別・配流地方別に示したものである（地方區分は便宜上、唐代の道に從った）。おおまかに言って、後晉までは華北（特に沿邊地方）に、後漢からは河南

道（ほとんどが登州の沙門島[35]）・山南道（商州・房州等）に配流された例が多いようである。

宋初においても、主な配流地は五代後期とほとんど變わらない。一般に「國初は各地に諸勢力が割據していたため、五代の制度にならい、罪人をおおむね西北方の邊境地帯に配流していた[36]」と言われ、恩赦により死刑を免ぜられて西北邊境に配流されたこともあるけれども[37]、實態から言えばかかる傾向は後晉までに特に顯著なのであり、後漢以降の傾向は北宋を通して變わらなかった。その代表格は沙門島であり、南方への配流が太宗朝に始められてからも、一貫して最も苛酷な配流地であり續けた。

ところで、奏裁によって死刑囚の數を減少させるという宋朝の恤刑政策はどのような結果を招いたのであろうか。宋初では奏裁を行なう場合、罪人を赴闕、つまり都まで護送するのが原則であった。たとえば、宋初に定められた專賣法（鹽法・茶法）には、どのような場合に罪人を赴闕せしめて皇帝の裁を仰ぐかが定められている。鹽法では、建隆二年（九六一）法が蠶鹽の賣買・城内持ち込み（三十斤以上）の場合に上請することを定めたほか[38]、太平興國二年（九七七）二月法では密造（一百斤以上）・禁法地分への鹽持ち込み（二百斤以上）・蠶鹽の賣買・城内持ち込み（五百斤以上）・密賣（不持仗・不拒捍、配役三年に相當する鹽量）のいずれの場合にも、脊杖二十に處した上で刺面して都に送り、皇帝の判斷を仰ぐこととなっている[39]。また茶法では、太平興國二年法が、茶を生産する州縣の民が直接に茶を販賣した場合（一千貫以上）や榷茶務の官吏が官茶を盜んで販賣した場合（三貫以上）、いずれも顔面に入れ墨をして赴闕させることを定めていた[40]。

罪人はかせを著けて都まで護送されるが、途中で死亡する者もかなり多かった[41]。また、都への道中で罪人が病氣に罹った場合は、土地の住民を徵發して擔がせることもあった[42]。護送の間に罪人が逃亡することも少なくなかった。それを防止するために、護送は州から州へと遞送することになっていたけれども、それでも逃亡者は後を絶たなかったようである[43]。都に着いた罪人は、前述のように死一等を減ぜられ、沙門島や通州の海島に配流されるのが普通であった[44]。沙門島の場合、配流人の監督には沙門寨監押が當ったが、私怨により配流人を虐待することも多く、提點五島使臣がさらに監押を監

督することになっていたようである。(45)

本來の死刑を免ぜられて配流されるためであろう、配流地での罪人の生活は相當に苛酷であった。罪人への食糧支給の狀況からも、それは容易に窺い得る。

大中祥符三年（一〇一〇）十二月、詔すらく。沙門島の流人には、口糧を量給せよ、と。初め、使至りて、その殍死するもの多きを言い、菽粟を粗給せられんことを請う。樞密副使馬知節曰く。流人に廩食の理無し、と。帝これを憫れみ、特にこの詔有り。(46)

國家から沙門島の「流人」に食糧を支給する規定など從來なかったのである。刑統に定める流刑は、折杖法により「脊杖＋配役」と讀み替えて執行され、實際に遠隔地に強制移住させられるわけではないから、(47)ここで言う「流人」とは配流人を指すと考えてよい。この時は眞宗の特別の計らいで彼らに食糧が支給されることになったけれども、制度として確立したわけではなかったようである。二十數年後の景祐三年（一〇三六）に、沙門島の配流人に對する待遇改善を求めた建議が國子博士盧南金によってなされたが、(48)そこに盛り込まれた配流人への食糧支給案は採用されず、彼らに對する食糧の支給は相變わらず不安定なままであった。にもかかわらず、沙門島に配流される罪人の數が減少することはなかった。もちろん、配流人の數を制限する方策が全く講じられなかったわけではない。咸平元年（九九八）にとられた次の措置はそのひとつである。

詔すらく。雜犯死に至りて貸命せらるる者は、沙門島に配するを須いず、並びに永く諸軍の牢城に配せ。凶惡・情重の者は、審刑院奏裁せよ、と。(49)

雜犯死罪人で死刑を免ぜられた者は從來沙門島に配流されていたが、(50)それを原則として各地の牢城部隊に編入し、そこに終身所屬させるようにしたのである。しかしこれによって沙門島への配流人の數が劇的に減少したわけでもなかった。

罪人、死を貸さるる者は、舊と多く沙門島に配せらる。島は登州の海中に在れば、至る者多く死す。辛巳、詔すら

く。當に沙門島に配すべき者は、第だ廣南遠惡地の牢城に配すべし、廣南の罪人は乃ち嶺北に配せ、と。その後亦た沙門島に配せらるる者有り。（『長編』卷一一九、景祐三年（一〇三六）七月辛巳）(51)

仁宗の治世になっても沙門島に送られた罪人は、おそらく前述の如き待遇の劣惡さが原因で、多くの者が落命していた。この時は配流人を全て廣南遠惡州軍の牢城部隊に送るよう改めたのであるが、やはり沙門島への配流は絶えることがなかった。その結果、さほど多くはない沙門島の住民に重い負擔がかかることになった。嘉祐三年（一〇五八）になされた京東轉運使王擧元の上言は

登州沙門島は、毎年約罪人二、三百人を收むるも、並びに衣糧無く、只だ在島の戶八十餘家、傭作するのみ。若し逐旋に去除せざれば、卽ち島戶は贍養を爲し難からん。(52)

と、島民が配流人の衣食の負擔に堪えかねていたことを傳えている。沙門島への配流をめぐる議論はこの後も事あるごとになされたが、結局これといった解決策を見いだせぬまま、北宋の滅亡を迎えることとなる。(53)

三　配軍刑——もうひとつの「減死一等の刑」——

(一)　奏裁件數の削減

宋朝の支配が確立して平和が恢復すると、死刑に該當する無闇に多數の犯人のうち、大部分について死一等を減ずるための手段として、律の五刑の上に新たな刑種が發生した——これが配軍刑の成立に關するこれまでの通說であった。(54) しかし前章で論じたように、皇帝の實質的判斷により死刑が減刑される場合には通常、配流刑が行なわれるのであって、死刑を免じた罪人を軍隊に編入する原則は、少なくとも宋朝初期にはうち立てられていなかったのである。(55) ただ、宋代の廂軍、なかでも牢城部隊が專ら罪人を收容する部隊として位置づけられていたことも動かぬ事實である。本章では、配軍刑

が減死一等の刑罰として宋朝の刑罰體系の中に組み込まれてゆく過程を検討し、牢城部隊がいつ頃から罪人の收容施設としての機能を果たすようになったのかを明らかにしたい。

多すぎる死刑囚の數を減少すべく行なわれた建國以來の恤刑政策は、奏裁件數の增加を招き、罪人の赴闕に伴う弊害や配流人の增加の問題を派生した。膨大な數に上る奏裁をいかに削減するかが、一連の問題を解決する鍵となっていた。奏裁が行なわれる場合についてはさきに述べたが、實際のところ、地方からは死刑囚以外の罪人についても何かと理由をつけて奏裁が行なわれた。太平興國七年（九八二）、改革はまずここから着手された。

詔して曰く。朕、宵衣旰食して、未だ嘗て暫くも憂勞を忘わず。職を分ち官を設くれば、豈に勤瘁を思わざるべけんや。況んや復た刑名至って重く、且つ州郡寔に繁し。若し動やも赦裁を取れば、則ち何ぞ利祿に勝えんや。累ねて詔諭を行なうと雖も、而れども尚お因循するを慮かる。仍お事宜有れば、更めて條約に從う。應て諸州府、徒・流罪を犯せし人等は、並びに所在の牢城に配隷して禁錮し、闕下に傳送するを須いず。仍お輒りに案牘を以て聞奏し、刑獄を稽留するを得ず、並びに所在にて決遣せよ。違う者はその罪を論ず、と。(56)

州府の長官が安易に皇帝の赦裁を仰いでいたことは、この詔の前半に述べられている通りである。一度は州府で流罪や徒罪に量刑はしたものの、念のためにと奏裁を行なうことにより、罪人は都へ護送され、その多くが道中で命を落とした。この前年、江南西路轉運副使張齊賢は、都に護送するのを本人に限り、家族や事件の關係者は現地で待機するよう制度の改正を求める上奏を行なっている。(57) こうした動きをうけて、徒罪・流罪を犯した者について、情狀に問題があり從來なら奏裁を行なう場合でも、一律にそれを禁じて罪人を赴闕させず、各州府が決杖・刺面の後に現地の牢城に編入するように改められたのである。以後、牢城への配軍は刑統の徒・流刑よりも重い刑罰として位置づけられることとなる。

しかしながら、奏裁の對象となったのは主に死刑囚である。なかでも、唐末五代に強化された盜罪・專賣法違反・軍人の犯罪などに對する特別法を犯して死罪に該當した者の數は夥しかった。次に、宋朝がこうした特別法を改正することに

より死刑に該當する者の數を減らし、奏裁件數の削減を圖る過程を、竊盜・強盜罪に對する法規を例に考察する。

(二) 勞役刑から配軍刑へ——竊盜法の改正

唐末から五代にかけての竊盜罪に對する刑罰は、律の規定[58]よりもはるかに峻酷であった。[59]唐・建中三年（七八二）の「贓滿三匹以上者、幷集衆決殺」[60]が一應の基本線ではあったが、財を得なくても死刑とする法律の定められた時期も幾度か現れた。[61]概して言えば、盜罪に關しては「杖刑か然らざれば死刑」という狀況にあったようである。

新しき統一王朝たらんとする宋朝は、このような嚴法を緩和する方向で法の改正を行なった。建隆二年（九六一）の改正は、絹三匹を錢三千（八十陌）[62]としたにとどまるが、[63]翌三年には、次のような新法が制定された。

> 今より後、竊盜を犯し、贓五貫文足陌に滿つれば、處死。五貫文に滿たざれば、脊杖二十を決し、配役三年。三貫文に滿たざれば、脊杖二十を決し、配役二年。二貫文に滿たざれば、脊杖十八を決し、配役一年。一貫文以下は、罪を量りて科決す。（中略）應て配役人は、並びに逐處に重役せしめ、刺面せず、滿つるの日、疏放す。それ女口は配役を免ずるを與す。[64]

杖刑の併科を伴なう勞役刑が組み込まれている點は、以前の法には見られぬ特徵である。配役人は原則として現住地で「重役」に服し、顏面への入れ墨は施されなかった。女子に對する勞役の免除も目新しい。

開寶二年（九六九）には、竊盜犯のうち死罪に該當する者について、奏裁、つまり皇帝に上請してその實質的判斷を仰ぐことが定められた。奏裁の對象となった者は、都まで護送された。[65]護送に先だって、罪人の顏面には入れ墨が施されたものと思われる。開寶八年（九七五）に廣南路に限って行なわれた次の措置は、この推測を助けるものである。

> 廣州言えらく。竊盜贓五貫に滿ち死に至る者は、詔に準じて當に奏裁すべきも、嶺南は遐遠にして、覆按稽滯すれば、請うらくは報を俟たずしてこれを決せんことを、と。上、惻然として曰く。海隅の俗、習性貪冒なれば、穿窬攘

竊は、乃ちその常なり、と。庚午、詔すらく。廣南の民、竊盜を犯して贓五貫に滿つる者は、止だ決杖、黥面して配役せしめ、十貫の者は棄市せよ、と。(66)

本來なら奏裁の對象となる竊盜贓五貫以上十貫未滿の者について、決杖ののち顔面に入れ墨をして勞役に服せしめるように改めたのである。從來は遠隔地であるがゆえに奏裁に關する文書のやりとりに時間がかかっていたことが前半で述べられており、現地で奏裁の結果を待つのが當時の通例であったかの印象を受けるが、これはむしろ廣南の特殊事情によると考えるべきであろう。太平興國二年（九七七）の鹽法(67)・茶法(68)において、都に護送される罪人には入れ墨をする決まりであったことから類推して、死罪に該當する罪人はもともと護送前に黥面されていたものと思われる。都から遠く離れた廣南路の罪人は都への護送を免除されたが、他地域との均衡を保つため黥面は不可缺だったのである。

太平興國九年（九八四）には、竊盜の贓額が五貫以上十貫以下の場合（凶惡犯を除く）には奏裁を行なわず、決杖ののち「所在の徒役に配隷」する、すなわち現住地で勞役に服するように改められた(69)。史料には書かれていないが、廣南路に限定して行なわれた前述の開寶八年法との類似から、徒役に服する罪人の顔面には入れ墨が施されていたものと推測される。勞役の年限の有無については不明である。翌年の雍熙二年（九八五）に制定された竊盜法には、黥面して本城軍に編入することが明記されている。

竊盜、十貫に滿つる者は奏裁せよ。七貫ならば決杖、黥面して本城に隷せしむ。五貫ならば配役三年、三貫ならば二年、一貫ならば一年。他は舊制の如し。(70)

注目すべきは、各州に置かれた雜役部隊、本城軍への配軍が刑罰として登場していることである。これまでの改正では、建隆三年法で死刑となる贓額五貫以上の部分を手直しし、死刑四、換言すれば奏裁の數を減らす方向で改められてきたのに對し、この改正では、勞役刑の部分に重大な變更が加えられた。**表二**は、建隆三年法・太平興國九年法・雍熙二年法の三者を比較したものである。

表二

贓額(貫)	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
建隆三年法	處死						脊杖二〇 配役三年	脊杖二〇 配役二年	脊杖一八 配役一年	
太平興國九年法	奏裁	決杖・(黥面)・配隷所在徒役					脊杖二〇 配役三年	脊杖二〇 配役二年	脊杖一八 配役一年	
雍熙二年法	奏裁	決杖・黥面・隷本城配役二年					配役二年	配役一年		

雍熙二年法で新たに導入された本城への配軍刑は、建隆三年法の勞役刑とは異なり、服役の年限が定められていない。否、罪人たちは廂軍に編入されるのであるから、一般の兵士と同じく衣糧の支給を受けることになる。現住地の州の部隊に送られる決まりであるため、なかには條件の良い部隊に編入される者も出てくる。そこで天禧元年（一〇一七）、竊盜犯の配軍先が、本城から牢城に變更されることとなった。

諸路に詔すらく。民、盜を爲して質狀小弱なれば、當に本城に配すべき者は、今より悉く牢城に配せ、と。知潞州錢惟濟の請に從うなり。(71)

引き金となった錢惟濟の上奏によれば、潞州では竊盜犯のうち實際に兵士として役に立たぬ者は、本城軍である永寧指揮に配屬することになっていた。(72) ところがこの部隊は待遇が良いため、所屬の兵士は少壯で兵役に堪える者が中心であったという。(73) そのため、竊盜犯の配軍先が牢城部隊に改められたのである。では、なぜ牢城部隊だったのか。それは、この頃すでに竊盜犯で死刑を赦された者が、各地の牢城部隊に編入されていたからであろう。雜犯死罪人のうち死刑を減刑された者に對する處罰が、咸平元年に沙門島への配流から牢城への無期限の配軍に變更されたことは先に述べたが、竊盜犯のうち奏裁の對象となった者のほとんどがこの範疇に入ったと考えられる。さらに景德二年（一〇〇五）には、盜賊を牢城に配軍する場合に限って、一千里外に配することとなった。

今後、應て盜賊のまさに牢城に刺配すべき者は、並びに千里外に配せ。その河北・河東の州軍は、並びに黃河を過ぐ

る南に配し、陝西の州軍は潼關の東に配し、荊湖南路の州軍は嶺南に配し、北路の州軍は漢江を過ぐるに配し、江南・兩浙は並びに江北に配し、川峽の州軍は川界を出づるに配し、廣南の州軍、嶺に近き者は嶺北に配し、嶺に近からざる者は東西路交互に移配し、福建路も亦た廣南・江浙に配せ。その同火の人は、遠近を量りて散配せよ。(74)

このように、死罪にあたる竊盜犯を現住地から一千里以上離れた州の牢城に配軍することが、天禧元年以前から行なわれていたのである。死罪に至らぬ竊盜犯を現地の牢城部隊に編入しようという發想は、この延長線上にあると考えられる。

竊盜法はその後も幾度か改正された。正確な時期はわからないが、眞宗の時に配軍となる贓額が七貫文から五貫文へと引き下げられたようである。(75) また景祐二年（一〇三五）には、改正された強盜法との調和をはかるために、今度は配軍となる盜贓の額が十貫文に引き上げられた。さらに『條法事類』に收められた南宋時代の竊盜法まで下れば

諸て竊盜は、財を得れば杖六十、四百文ならば杖七十、四百文ごとに一等を加え、二貫ならば徒一年、二貫ごとに一等を加え、過ぐれば徒三年、三貫ごとに一等を加え、二十貫ならば本州に配す。(76)

という具合に、贓額の設定や刑罰の內容など隨分と變わってしまう。ただ、「本州に配す」とは本州の牢城に編入することを意味するから、(77) 天禧元年に始められた竊盜犯の現住地の牢城への配軍は、南宋まで一貫して續けられたことになる。

(三) 追放刑的要素の導入——強盜法の改正

強盜法も竊盜法と同じく、建隆三年に定められた法がその後の基本となった。

今後、應ゆる強盜、贓を計りて錢三貫文足陌に滿つれば、皆な處死。三貫文に滿たざれば、脊杖二十を決し、配役三年。二貫文に滿たざれば、脊杖二十を決し、配役二年。一貫文に滿たざれば、脊杖二十を決し、配役一年。（中略）財を得ざる者は、脊杖二十に決し放つ。(78)

強盜犯のうち「持仗行劫」つまり凶器を所持して強盜をはたらいた者（劫盜犯）に對する罰則は特に嚴しく、建國當初は、

後周の顯德五年（九五八）敕による法規をそのまま用い、犯人は贓額の有無にかかわらず死刑（重杖處死）[79]となった。[80]さすがにこれでは嚴しすぎるというので、乾德五年（九六七）には棍棒を持って押し入った場合に限り、人に傷を負わせていなければ贓を計って論罪するという規則が設けられた。[81]さらに咸平元年（九九八）には、持仗の場合でも財物を得ていなければ死罪としないことになった。[82]

強盜の場合も竊盜と同樣、死罪に該當する者や情狀の重い者については、奏裁が行なわれ、そのため罪人は都まで護送された。[83]その場合、罪人の妻子も一緒に都に送られるのが國初の通例であったが、太平興國六年に出された詔によって、律に照らして死罪に至らぬ者の妻子は赴闕が免除された。[84]

死刑囚に關しては奏裁によりできるだけ減刑するというのが宋朝の恤刑政策の根幹であったが、先述の如く、これはさまざまな弊害を生じた。なかでも、奏裁のために家族ともども都へ赴く道中で落命する者の多いことは、奏裁の主旨が死刑の減刑である以上、問題となった。そこで咸平四年（一〇〇一）、眞宗は次の詔を下した。

福建・廣南・江浙・荊湖は遠地なれば、應て強盜及び持仗の死に至らざる者は、法に依り決し訖わらば、本處より五百里外に刺配して軍に充てよ。[85]

遠隔地という理由で、福建・廣南・江浙・荊湖各路の強盜犯（死刑囚）及び持仗（劫盜）の死罪に至らぬ者[86]は、以後、赴闕する代わりに現住地から五百里以上離れた廂軍に編入されることとなったのである。なお、配軍前の決杖と刺面は、赴闕に先立って行なわれることであり、他地方の同罪人との均衡を保つために必ず行なわねばならぬことであった。

咸平四年の法で罪人の配軍先として選ばれたのは、牢城部隊である（『文獻通考』卷一六八、刑考、徒流）。地域的な限定はあるものの、死罪を免ぜられた強盜犯に對する「減死一等の刑」として、牢城への配軍が行なわれることになったのである。また、死罪に至らぬ劫盜犯に對し、奏裁の代わりに牢城への配軍が行なわれたことで、こののち配軍刑が、奏裁の結果行なわれたであろう配流刑と同等もしくはそれに準ずる刑罰と見なされることとなった。

咸平四年の措置で今ひとつ注目すべき點は、配軍刑に追放刑的な要素が導入されたことである。雍熙二年の竊盜法で、本城への配軍が刑罰の中に組み込まれたことはさきに述べたが、配軍先の部隊はあくまでも現住地の州にあり、罪人を遠隔地に放逐するものではなかった。ただ、凶惡な罪人を隔離して復讐などを未然に防止するという考えは、この當時すでに存在した。雍熙四年（九八七）、江南轉運使許驤が上言して、赦免された劫盜犯が鄉里に戻ると自分を告發したり逮捕した者を恨んで殺害するので、彼らを廂軍へ編入するようにと願い出ているのは、その一例である。(87)厄介者を鄉里から追い拂うための手段として配軍刑が用いられる素地は十分にあったと言える。

咸平四年以降、牢城への配軍を刑罰として定めた法は徐々に登場する。咸平六年（一〇〇三）に定められた、使用人が主人の財物を盜んだ罪に對する法律もそのひとつであろう。(88)この法では、贓額が五貫以上なら脊杖・黥面のうえ牢城に配軍し、十貫以上なら奏裁すると定められていたのだが、法が嚴しすぎたためか、裁判が滯るという理由で、二年後の景德二年には、十貫以上なら五百里外牢城へ配軍、二十貫以上で奏裁するように改められた。(89)ここでも、追放刑的要素の導入が行なわれている。また同じ年に、盜罪を犯して牢城に配軍される場合は、一千里外に配することとなり、どの地方の者はどこの牢城に配軍するかまで、細かく定められた。(90)

天禧四年（一〇一八）、地域を限って施行されていた咸平四年の措置が全國的に行なわれることになった。契機となったのは、知開封府呂夷簡の次の上言である。

> 知開封府呂夷簡言えらく。請うらくは、今後應ゆる賊人、竊盜持仗穿牆五貫以上、強盜三貫に滿ち及び持仗の罪死に至らざる者は、更に部送して赴闕せしめず、只だ逐處にて法に依り脊杖二十を決す。內、身首強壯なる者は、五百里外牢城に刺配し、凶惡にして恕し難き者は、千里外遠惡州軍牢城に刺配す。老小・疾病にて久遠に軍役に充つるに堪えざる者は、法に依り施行せられんことを、と。(91)

強盜犯の死罪に該當する者や持仗劫盜犯の死罪に至らぬ者などのうち、身體の壯健なる者・犯行の特に凶惡な者を現住地

から一定距離隔たった地方の牢城に配軍し、老人や病人など體の弱い者は従來通り取り扱う。これが呂夷簡の上言の骨子である。上言は大理寺に送られてその支持を得、それを承けて眞宗は「可なり。仍お斷じ訖わるを候ち、指揮の二字を刺し、轉運使の指揮を取りて移配せよ」と詔を下した。結局、呂夷簡の原案はそのまま採用され、顔面（額）に配軍先の部隊名を入れ墨する點がそれにつけ加えられたのである。[92] ここで重要なのは、咸平四年法と同じく、配軍刑に追放刑的要素が取り入れられたことである。奏裁の件數を削減するためとられたこの措置によって、身體の弱い者が従來通り現住地の牢城に編入されたほかは、體の丈夫な者が現住地から五百里以上隔たった州軍の牢城へ、凶惡犯が一千里以上離れた遠惡州軍[93]の牢城へ、それぞれ送られることとなったのである。『條法事類』に引く斷獄令に

諸て編配するに地里を計る者は、住家の所を以てし、諸軍は住營の所を以てす。各おの里數より三百里を過ぐるを得ず（三百里内に州無き者は、以次最近の州に配す）。[94]

とあるのは、追放刑的な配軍の場合にどこを起點とするかを定めた條文にほかならない。

このような流れを承けて、仁宗の景祐二年（一〇三五）に強盜法の改正が行なわれた。

詔して強盜の法を改む。持仗せず、財を得ざれば、徒二年。財を得ること錢萬たる、及び人を傷つくる者は、死。持仗するも財を得ざれば、流三千里。財を得ること錢五千たる者は、死。人を傷つくる者は、殊死。持仗せずして財を得ること錢六千たる、若しくは持仗して死に至らざる者は、仍お千里外の牢城に刺配す。[95]

この改正法は、外見上、唐律の強盜法[96]と極めて似通ったものとなっており、建隆三年法との違いは歴然としている。死刑以外の部分では、「脊杖（一七・一八・二〇）＋配役（一～三年）」が姿を消し、代わりに唐律の五刑的な刑名が復活しているが、實際には折杖法による讀み替えがなされて、徒二年は脊杖一七に、流三千里は「脊杖二〇＋配役一年」として執行されるため[97]、中味はさほど變わらない。死刑に關しては、建隆三年法が盜賊三貫文で處死であったのに對し、景祐二年法では、不持仗なら盜賊十貫文以上か人を傷つけるかで處死、持仗なら盜賊五貫文以上で絞、人を傷つければ斬と、かなり

刑が輕減された。そして建隆三年法と決定的に異なるのが、配軍刑が組み込まれた點である。不持仗なら盜贓六貫文以上の場合、持仗なら死罪とならない時（盜贓五貫文未滿もしくは不傷人）に、それぞれ鄕里から一千里以上離れた州の牢城部隊に編入されることとなったのである。なお、これに併せて竊盜法も改正された。雍熙二年法は、配軍刑の部分が天禧元年に變更されて盜贓七貫文以上で牢城に配軍されることになり、その後、配軍となる贓額は五貫文に引き下げられた。ところが強盜法の改正により、現住地と一千里外の違いはあるにせよ、竊盜のほうが強盜よりも低い盜贓の額で配軍されることになり、刑の輕重に逆轉が生じてしまった。そのため、竊盜の場合は十貫文以上で配軍となるよう改められたのである。

次に、持仗劫盜のうち死罪に該當する者や強盜に入った際に殺人・傷害を犯した者などの凶惡な強盜犯の扱いについて檢討しておきたい。こうした罪人は恩赦の際にも、罪狀が凶惡との理由で、唐末以來、他の罪人と區別されて赦免の對象とならないことが多かった。まれに罪が赦免された場合にも、鄕里に歸ると何かと騷ぎを起こしがちであった。そのため宋朝でも、かつて五代・後晉の頃に行なわれたのと同じように、彼らを軍隊に編入して有給の雜役兵とするよりほか策がなかった。

雍熙四年（九八七）十二月十三日、詔すらく。應て諸道の擒獲せる劫賊、獄成りて赦に遇う者は、本城軍に隸せしめ、仍おこれに廩給せよ、と。これより先、江南轉運使許驤、劫盜赦に遇わば本鄕に還ることを原すを得るも、告捕せし者を讐みて多く殺害を行なうと上言し、以て軍に隸せしめんことを請うが故なり。(98)

赦免によって鄕里に戻った劫盜犯が、罪の告發者を逆恨みして殺害することが多くて困るというのが、この措置がとられた理由であった。赦免された重罪人を隔離する論理は、律の「殺人移鄕」（賊盜律第一八條）にも似ている。(99) ただ異なるのは、彼らを本城軍、つまり州にあって雜役に從事する部隊に編入した點である。これによって、恩赦で死罪を赦された劫盜犯は本城軍に編入されることとなった。(100) 配軍に先立って、彼らには脊杖と入れ墨が行なわれた。

さて、雍熙四年の詔では配軍先の廂軍部隊は「本城」と決められていたが、實際にはそれより條件の惡い牢城部隊に送られるのが通例であった。大中祥府八年（一〇一五）になされた知密州孫奭の上言によれば、劫盜が結案後に赦に遇ったり、赦後に逮捕された場合、詔では本城に配軍する決まりであるが、判例では本城への配軍を牢城への配軍に讀み替えて執行されていたという。本來、本城と牢城とでは輕重の差があるはずで、このような現狀を放置すべきではない、というのが孫奭の意見であり、眞宗もこれに從って

今より諸州軍、詔に準りて本城に刺配すべき者は、止だ本城の軍額有るの指揮に配し、牢城に例配するを得ず。

という詔を下している。(101) その翌年にも、恩赦によって死罪を減ぜられた劫盜犯を決杖後、本城に配軍する旨の詔が出され、(102) その徹底が圖られた。(103) 恩赦の際の彼らの取り扱いについての原則は、この線でひとまず確立されたようである。

おわりに

本稿では、配流刑と配軍刑という、宋初における二つの「減死一等の刑」を取り上げ、宋朝の刑罰體系の中に配軍刑が組み込まれてゆく過程を論じた。稿を終えるにあたって、これまで述べてきたことをまとめておきたい。

宋朝は建國以來、五代に激增した死刑囚の數を減らすために、奏裁による死刑の減刑、いわゆる恤刑政策を行なった。その際に「減死一等の刑」として用いられたのは、唐代と同じく配流刑であった。配流地には、五代後半からの傾向を引き繼いで沙門島が最もよく使われた。しかし、沙門島に收容できる配流人の數は限られており、また、奏裁のために罪人とその家族を都まで護送することはさまざまな弊害を生じた。この問題を解消するべく登場したのが配軍刑である。罪を赦された罪人を軍隊に編入し傭兵として利用することは、五代の後半から行なわれていた。但し、この時點では、罪人以外の者も同じ部隊に屬しており、配軍が「減死一等の刑」として確立していたとは言いがたい。しかし、五代以來續く廂軍の雜役部隊化が進むにつれて兵士の價値が低下し、徐々に罪人を送り込む部隊へと變貌していった。死罪以外の罪人に

ついて奏裁をやめ、代わりに現住地の牢城に配軍することが嚆矢となり、次いで死刑囚の奏裁にも改革が行なわれた。本稿では特に、竊盜法と強盜法とを取り上げ、それらが緩和される過程で、配軍刑が刑罰體系のなかに組み込まれてゆくさまを考察した。竊盜法では、有期の勞役刑（配役）が本城への配軍刑を經て、牢城への配軍刑と變化した。また死刑囚は、奏裁されて他の雜犯死罪人と同じく沙門島に配流されていたのが、牢城に終身配軍されるようになり、さらに現住地から一千里外に配されるに至った。強盜法の變化も、死刑つまり奏裁の對象となる部分に起こった。總じて言えばそれは、奏裁の結果行なわれる配流刑を、追放刑的要素を含む牢城への配軍刑に徐々に置き換えてゆく過程であった。唐代後半以來、恩赦の對象から除外されることの多かった持仗強盜（劫盜）についても、恩赦の際の取り扱いの原則が眞宗朝にひとまず確立され、死刑を免じて本城に配軍されることとなった。

『宋史』刑法志以來、配流刑と配軍刑は明確に區別されぬまま、ひとまとめにして「配隸」として理解されてきた。本稿は、兩者が宋朝成立當初からともに「減死一等の刑」として存在したのではなく、死刑を免じられた罪人を配軍刑に處する原則が成立するまでには、一定の時間を要したことを論じたものである。それにしても、『宋史』はなぜ配流刑と配軍刑とを同列に論じているのだろうか。その理由はおそらく、追放刑的要素の導入がさらに進み、配軍刑と配流刑との境界が極めて曖昧になってゆくことと關係しているように思う。(104) 北宋後半から南宋時代にかけての配流刑・配軍刑の變容の問題として、稿を改めて論じることとしたい。

註

（1）滋賀秀三「刑罰の歷史―東洋―」（莊子邦雄・大塚均・平松義郎編『刑罰の理想と現實』岩波書店、一九七二年、所收。以下、滋賀「刑罰の歷史」と略稱）。

（2）拙稿「唐代流刑考」（梅原郁編『中國近世の法制と社會』京都大學人文科學研究所、一九九三年、所收。以下、前稿と略稱）。

（3）滋賀「刑罰の歷史」のほか、たとえば佐伯富「宋代における牢城軍について」（『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』同

朋舎、一九八九年、所收。以後、佐伯「牢城軍」と略稱)、前稿一〇一～一〇四頁など。

(4) 川村康「宋代折杖法初考」(『早稲田法學』六五―四、一九九〇年。以下、川村「折杖法」と略稱)。

(5) 滋賀「刑罰の歴史」一〇二頁。

(6) 『宋史』巻二〇一、刑法志。『歴代刑法考』刑法分考八、充軍。

(7) 『宋史』巻一八九、兵志、廂兵。建隆初、選諸州募兵之壯勇者部送京師、以備禁衛、餘留本城、雖無戍更、然罕教閲、類多給役而已。

(8) 日野開三郎「五代史概説」(『日野開三郎東洋史學論集』第二巻、三一書房、一九八〇年、所收)一四九頁。

(9) 宋代の兵士の入れ墨については、曾我部靜雄「宋代軍隊の入墨について」(『支那政治習俗論攷』筑摩書房、一九四三年、所收)が詳しい。ただ曾我部氏も、配軍兵士への刺面を刑罰と理解されているようである(二九六頁、三二〇～三二二頁)。

(10) 曾我部「宋代軍隊の入墨について」二九六～三〇八頁。

(11) 『資治通鑑』(以後、『通鑑』と略稱)巻二六六、開平元年(九〇八)十一月壬寅條。

(12) 曾我部靜雄「宋代の刺配について」(『中國律令史の研究』吉川弘文館、一九七一年、所收)一一七頁。佐伯「牢城軍」二六八～二六九頁。牢城の名が現れるのは、管見の限り、註(17)に掲げた光啓三年(八八七)の記事が最初のようである。

(13) 石刻資料中に見られる「防城使(副使)」「防城兵馬使」の例をいくつか擧げておく。「防城副使・光祿大夫・試光祿卿・上柱國廉明」(『金石續編』巻八、承天軍城記、大曆元年(七六六))、「都招討押牙・防城兵馬使・右驍□將軍兼□□大夫吳乃」(『山右石刻叢編』巻八、裴度等承天題記、長慶元年(八二一))、「俄遷澤州都虞侯、兼防城兵馬使寶曆二年(八二六)春、奉牒追還、依前充先鋒兵馬使」(『山右冢墓遺文』巻下、鄭仲連墓誌)。

(14) 『襄陽冢墓遺文』卜璀墓誌。及司空嚴公主是邦、復重其才、補充同押衙・防城及車坊都知兵馬使、幷勾當宮園馬禾等、州府以肅、城隍無虞、三軍足蔬、萬馬常秣。

(15) 『冊府元龜』(以下、『冊府』と略稱)巻一二四、帝王部、修武備、後唐・清泰二年(九三五)正月。詔諸州府、本處牢城防禦兵士、都將內人數、不足團併、或闕稍多量許招添、其就糧禁軍內本指揮將較(校)、選偉壯・長於武藝者、據人數差節級、部送京師。

(16) 牢城使の例。「大順元年(八九一)、改滑州左右廂牢城使、與諸將討時溥、累破賊軍」(『舊五代史』巻二二、牛存節傳)、「光化二年(八九九)、授澤州刺史、入爲牢城使、從李嗣昭討雲州叛將王暉、平之、改教練使、檢校司空」(同前、巻五三、李存璋傳)、「是年(=開平三年(九〇九))、贈牢牆使(梁祖諱誠、故曰牢牆)王仁嗣司空」(『冊府』巻二一〇、閏位部、旌表)。都牢城使の例。『通鑑』巻二五七、光啓三年(八八七)四月戊午條(次註を參照)、『山右石刻叢編』巻一〇、李存進碑(同光二年(九二四)沒)「有子七人、長

曰漢韶、河東節度押衙・都牢城使兼右廂五院指揮使・金紫光祿大夫・檢校兵部尚書兼御史大夫・上柱國、（中略）次曰漢威、河東節度押衙・安國軍馬步軍副指揮使・都牢城使・銀青光祿大夫・檢校工部尚書兼御史大夫・上柱國（以下略）」。

（17）『通鑑』巻二五七、光啓三年四月戊午。是夜、駢召其從子前左金吾衞將軍傑密議軍事、戊午、署傑都牢城使、泣而勉之、以親信五百人給之。

（18）『舊唐書』巻一八二、畢師鐸傳。乃令猶子傑握牙兵。『新唐書』巻二二四下、畢師鐸傳。駢從子傑率牙兵、將執用之以畀師鐸。

（19）註（16）所引の『舊五代史』巻二二、牛存節傳及び巻五三、李存璋傳など。

（20）日野「五代史概說」一八六～一八七頁。

（21）前揭『册府』巻一二四、清泰二年正月詔。

（22）『五代會要』巻二〇、縣令下、天福八年三月十八日。敕、（中略）自災沴已來、戶口流散、如歸業者、切在撫安、其浮寄人戶、有桑土者、仍收爲正戶、（中略）其創收戶、如先有租稅、即依元額輸納、（中略）如鄉村妄創戶、及坐家破逃亡者、許人糾告、勘責不虛、其本府與鄉村所由、各決脊杖八十（十八の誤り）刺面、配本處牢城執役、縣司本典知情、並同罪。（以下略）

（23）凶器を所持した強盜。劫盜とも言う。『册府』帝王部・赦宥に收められた唐代後半から五代にかけての赦文を通觀すると、常赦の赦免對象外となる犯罪が時代が下るにつれて增えてきていることがわかる。すなわち、憲宗朝末に從來の「官典犯贓」に「故殺人」が加えられ、文宗朝からは「十惡・五逆」や「持仗行劫」などが更に附加された。持仗行劫の場合、實際に人を殺傷したか否かは必ずしも問われなかった。

（24）『册府』巻九四、帝王部、赦宥、後晉・天福六年八月壬寅。制曰、（前略）嘗赦所不原者、咸赦除之、其持仗行劫幷殺人賊、免罪移鄉、仍配逐處軍都收管。

（25）『册府』巻九四、帝王部、赦宥、後晉・開運元年七月辛未。制曰、（前略）應有曾行劫盜之人、並宜放罪、願在軍者與配軍收管、願歸農者委本縣安存。

（26）たとえば、後周の太祖郭威は、その即位赦で後晉・後漢の嚴法を除く旨を宣言し、その代表格たる盜法をそれ以前のものに戻している。『册府』巻九六、帝王部、赦宥、廣順元年（九五一）正月丁卯。今後應諸處盜贓及和姦者、並依晉天福元年已前條制施行。

（27）『五代會要』巻二八、諸色料錢下、顯德五年十二月。中書奏、諸道州府縣官及軍事判官、一例逐月各據逐處主戶等第、依下項則例所定料錢及米麥等、取顯德六年三月一日後起支、其俸戶並停廢、（中略）右諸州府・京百司・內諸司・州縣官課戶・莊戶・俸戶・柴炭紙筆戶等、望令本州及檢田使臣、依前項指揮、勒歸州縣、候施行畢、具戶數奏聞、仍差本州判官精細點數後、差使臣覆視、及有人論訴稱有漏落、抵罪在本州判官及干係官典、如今後更有人戶願充此等戶者、便仰本州勒充軍戶、配本州牢城執役。從之。『册府』巻五〇八、邦計部、俸祿もほぼ同文。

（28）宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構―元典章成立の時代

的・社會的背景―」（一九五四年。のち『アジア史研究　第四』東洋史研究會、一九五七年、所收。以後、宮崎「法制」と略稱）一七九頁。配流刑を受けた場合、もし官人ならば律による流刑の實刑を受けた時と同じく除名され、配所で勞役に服することはなかった。『唐律疏議』名例第一八條。其雜犯死罪、卽在禁身死、若免死別配及背死逃亡者、並除名。疏議。若免死別配者、謂本犯死罪、蒙恩別配流徒之類。

(29) 律が上請を認めるのは主に、官品の保有・年齡的な理由（高齡・幼少）などがある場合と、情狀に檢討の餘地があると思われる場合（「情輕」もしくは「情重」の場合）とがあったが、後者には明確な基準が示されていなかった。そのため、後述の如く安易に奏裁を請う風潮が現れることとなった。『唐律疏議』名例第八、九、二六條など。律令研究會編『譯註日本律令』（東京堂出版、一九七五年～。以下、『譯註』と略稱）五、六九～八二頁を參照。

(30) 宮崎「法制」一八〇～一八一頁。

(31) 『長編』卷二一四、熙寧三年（一〇七〇）八月戊寅。（王）安石曰、（唐）太宗雖用加役流代斬趾、然流終亦不可獨行、故唐已有決杖配流之法、蓋當時自有別敕施行、不專用律、若專用律、則死罪外卽用流法、無以禁姦、決不可行也。

(32) 『譯註』五、一一四～五、一七九頁。

(33) 『大唐六典』卷六、尙書刑部、刑部郎中員外郎（近衞本二八葉）。凡律法之外、有殊旨別敕、則有死流徒杖除免之差（謂殊旨別敕、宜殺却、宜處盡、宜處死、宜配遠流、宜流却、配流若干里及某處、宜配流却遣、宜徒、宜配徒若干年、至到與一頓、與重杖一頓、與一頓痛杖、決杖若干、宜處流、依法配流、依法配流若干里、宜處徒、依法配徒、與徒罪、依法處徒若干年、與杖罪、與除名罪、與免官罪、與免所居官罪。皆刑部奉而行之。）

(34) 新舊『唐書』『通鑑』などに見える配流刑の實例は、その大半が嶺南道へのものである。また「神龍散頒格」中の條文のように、最初から配所を嶺南道に指定する場合もある。前稿八七～八八頁を參照のこと。

(35) 沙門島とは、登州沖合いに點在する群島（現在の廟島列島）の南端に浮かぶ小島である。北宋時代にはこの島に寨が置かれ、人家もあったことがわかっている（註(52)所引『宋會要』）。なお志田不動麿「沙門島」（『東方學』二四、一九六二年）を參照。

(36) 『宋會要』刑法四―二、太平興國二年（九七七）正月二十八日。詔曰、先是、罪人配西北邊者、多亡投塞外、誘羌戎爲寇、自今當徙者、勿復隸秦州・靈武・通遠軍及沿邊諸郡。自江南・湖廣平後、罪人皆配南房（方の誤り）。ほかに『長編』卷一八、太平興國二年正月己丑、『宋史』卷二〇一、刑法志。

(37) 『宋會要』刑法五―一五、建隆二年（九六一）六月九日。以旱詔、東京管內見禁罪人、除惡逆・不孝・劫賊・故殺・放火・官典受枉法贓不放外、其餘雜犯死罪、除同情共犯頭首處死、餘並減一等配靈武、流罪以下減三等、杖罪已下並放。（以下略）

(38) 『宋會要』食貨二三―一八、建隆二年四月。詔、私鍊鹽

者、三斤死、擅貨官鹽入禁法地分者、十斤死、以鬻鹽貨易及入城市者、二十斤已上杖脊二十・配役一年、三十斤已上上請。

(39)『宋會要』食貨二三―一九、太平興國二年二月十八日。同年四月二十四日の詔で、州府が私鹽の密賣人を捕らえた場合、人數・鹽の重量にかかわらず脊杖を決したのち刺面して京師に護送するよう改められた（同、食貨二三―二一）。この他、『宋會要』食貨二三―二二、雍熙四年（九八七）四月。

(40)『長編』卷一八、太平興國二年二月丁未。佐伯富「宋初における茶の專賣制度」（一九三八年。のち『中國史研究 第一』東洋史研究會、一九六九年、所收）を參照。

(41)『長編』卷二二、太平興國六年是歲。先是、諸州罪人皆錮送闕下、道路非理而死者十常六七、所坐或貴緣細微、情可憫惻。江南西路轉運副使・左拾遺張齊賢上言、罪人至京、請擇清强官慮問、若顯負沈屈、則量罰本州官吏、自今令只遣正身、家屬別俟朝旨、干繫人非正犯者、具報轉運使詳酌情理、免錮送。虔州嘗送三四、坐市牛肉、幷家屬十二人悉詣闕、而殺牛賊不獲、齊賢悉縱遣其妻子。自是江南送罪人、歲減大半。洪邁『容齋四筆』卷一三、國初救弊は、更に詳しい記事を載せる。

(42)『長編』卷二三、太平興國七年二月乙亥。兩川上供綱、所過丁男百十壟轉送罪人錮送闕下、在道病者亦發民輿擔。

(43)『宋會要』刑法四―三、景德元年（一〇〇四）二月。刑法四―九、天禧二年（一〇一八）九月十八日。刑法四―一二、天聖三年（一〇二五）八月。刑法四―一四、天聖五年（一〇二七）正月十七日。

(44)『長編』卷二一、太平興國五年十二月。國初以來、犯死罪獲貸者、多配隸沙門島・通州海門島、皆有屯兵使者領護。

(45)『長編』卷九三、天禧三年（一〇一九）二月甲午。詔、沙門寨監押不得挾私怨害流人、委提點五島使臣常察舉之、違者具事以聞、重寘其罪。

(46)『宋會要』刑法四―五、大中祥符三年十二月。詔、沙門島流人、量給口糧。初、使至、言其多殍死、請粗給菽粟。樞密副使馬知節曰、流人無廩食之理。帝憫之、特有是詔。

(47) 流刑の讀み替えで勞役に服する場合には、國家から食糧が支給された。『慶元條法事類』（以下、『條法事類』と略稱）卷七五、刑獄門、編配流役、給賜格。流囚居作者、決訖、日給每人米貳升。

(48)『宋會要』刑法四―一九、景祐三年九月二十三日。國子博士盧南金言、今後沙門島罪人、日支口食一升、不得妄以病患別致殺害、及本寨船栰、當切有管。詔、殺害人命、船栰、嚴加鈐轄、餘不行。

(49)『宋會要』刑法四―三、咸平元年十二月二十日。詔、雜犯至死貸命者、不須配沙門島、並永配諸軍牢城、凶惡・情重者、審刑院奏裁。

(50) 雜犯とは、特殊な扱いを受ける犯罪に對して、他の一般の犯罪を言う言葉であり、その具體的內容は、何を特殊な犯罪として立てるかによって、その場その場で異なる（『譯註』五、五五頁）。ここで雜犯死罪というのは、通常の恩赦で赦免の對象とならない特定の犯罪（十惡、故殺人、反逆緣坐、

監守内の姦・盗・略人、受財枉法など）以外の、死罪に該當する罪を指すと考えられる。

(51) 罪人貸死者、舊多配沙門島、島在登州海中、至者多死。辛巳、詔、當配沙門島者、第配廣南遠惡地牢城、廣南罪人乃配嶺北、其後亦有配沙門島者。『宋會要』刑法四―一九、景祐三年七月五日も參照のこと。

(52) 『長編』卷一八八、嘉祐三年十二月壬寅。京東轉運使王擧元言、登州沙門島每年約收罪人二三百人、並無衣糧、只在島戶八十餘家傭作、若不逐旋去除、卽島戶難爲贍養。

(53) 『長編』卷一八八、嘉祐三年（一〇五八）十二月壬寅。同じく卷二四六、熙寧六年（一〇七三）七月己未。『宋會要』刑法四―三三、大觀元年（一一〇七）十一月五日など。

(54) 滋賀「刑罰の歷史」一〇二頁。

(55) 『長編』卷二二八、熙寧四年（一〇七一）十一月丙寅。樞密院言、諸路廂軍名額猥多、自騎射至牢城、其名凡二百二十三、（中略）及剩員直・牢城皆待有罪配隷之人。『淳熙三山志』卷一八、兵坊、牢城指揮。牢城指揮、以待有罪配隷之人、本路（＝福建路）唯福・漳二州爲然、餘郡雜以召募、非本法也。

(56) 『宋會要』刑法四―二、太平興國七年閏十二月八日。詔曰、朕宵衣旰食、未嘗暫忘於憂勞、分職設官、豈可不思於勤瘁、況復刑名至重、且州郡寔繁、若動取於敕裁、則何勝於利祿、雖黒行詔諭、而尙慮因循、仍有事宜、更從條約、應諸道州府犯徒流罪人等、並配隷所在牢城禁錮、不須傳送闕下、仍不得輒以案牘聞奏、稽留刑獄、並所在決遣、違者論其罪。この詔の下された背景として、『長編』卷二三は知桐廬縣・太常寺太祝刁衎の上奏を考えているようだが、『宋史』卷一九九刑法志は、前年になされた江南西路轉運副使張齊賢の上奏とのつながりを重視し、刁衎の上奏は別の箇所に載せる。

(57) 註(41)を參照。

(58) 『唐律疏議』賊盜第三五條。諸竊盜、不得財笞五十、一尺杖六十、一疋加一等、五疋徒一年、五疋加一等、五十疋加役流。

(59) 唐代後半から五代にかけての盜罪・專賣法違反に對する刑罰の變遷については、海老名俊樹「五代宋初における敕の刑罰體系に就いて」（『立命館史學』九、一九八八年）を參照。

(60) 『宋刑統』卷一九、賊盜律、強盜竊盜。准唐建中三年三月二十四日敕節文、自今以後、捉獲竊盜、贓滿三匹以上者、幷集衆決殺。

(61) 滋賀「刑罰の歷史」一〇二頁。

(62) 百錢未滿の錢を百文として行使することを短陌という。八十陌とは錢八十枚を百文とすること。逆に錢百枚を百文とすることを足陌という。宮澤知之「唐宋時代の短陌と貨幣經濟の特質」（『史林』七一―二、一九八八年）を參照。

(63) 『宋會要』刑法三―一、建隆二年二月二十五日。詔、自今犯竊盜贓滿三貫文、坐死、不滿者節級科罪、其錢八十爲陌。先是、周廣順中、敕、竊盜計贓絹三匹以上者死、絹以本處上估爲定、不滿者等第決斷。至是、以絹價不等、故有是詔。

(64) 『宋刑統』卷一九、賊盜律、強盜竊盜。准建隆三年二月十一日敕節文、起今後犯竊盜、贓滿五貫文足陌、處死。不滿五

貫文、決脊杖二十、配役三年。不滿三貫文、決脊杖二十、配役二年。不滿二貫文、決脊杖十八、配役一年。一貫文以下、量罪科決。（中略）應配役人、並逐處重役、不刺面、滿日疏放。其女口與免配役。

(65) 『長編』巻一〇、開寶二年九月庚戌。令、竊盜至死者、奏裁（刑法志云、部送闕下、乃明年事。今從實錄。）。『長編』巻一一、開寶七年七月丙辰。詔、西川竊盜至死合奏裁者、並部送赴闕。

(66) 『長編』巻一六、開寶八年四月庚午。廣州言、竊盜贓滿五貫至死者、準詔當奏裁、嶺南遐遠、覆按稽滯、請不候報決之。上惻然曰、海隅之俗、習性貪冒、穿窬攘竊、乃其常也。庚午、詔、廣南民犯竊盜贓滿五貫者、止決杖黥面配役、十貫者棄市。

(67) 註(39)を參照。

(68) 註(40)を參照。

(69) 『太宗皇帝實錄』巻三一、太平興國九年十月庚辰。詔曰、應諸道州府、自今竊盜五貫以上十貫以下、並決杖、配隸所在徒役、不必更奏、十貫已上及凶惡尤甚爲人患者、卽得取裁。先是、竊盜獄成、皆取裁、多致凝滯、上知之、故降是敕。

(70) 『文獻通考』巻一六六、刑考、刑制。太平興國十年、令、竊盜滿十貫者奏裁、七貫決杖・黥面・隸本城、五貫配役三年、三貫二年、一貫一年、他如舊制。太平興國十年は、『宋史』巻一九九、刑法志に從って「雍熙二年」に改めるべきである。なお『宋史』は「本城」を「牢城」に作るが、從わない。

(71) 『長編』巻九〇、天禧元年八月庚午。詔諸路、民爲盜而質狀小弱當配本城者、自今悉配牢城。從知潞州錢惟濟之請也。

(72) 永寧指揮の名は、『宋史』巻一八九、兵志、廂兵、建隆以來之制、步軍の項に見える。

(73) 『宋會要』刑法四—八、天禧元年八月五日。詔諸路、爲盜而質狀小弱、當配本城者、如所犯情重、並配牢城。先是、(知)潞州錢惟濟言、準前詔、今後爲盜者、刺配本城、臣自到任以來、累捉到穿牆賊、並贓滿五貫已上、身首小弱、準條並配本城永寧指揮、永寧雖本州有軍額、請給甚厚、所募之人並少壯任披帶者、今爲盜小弱免死之輩、參於其中、深未允當、乞行條約。故有是詔。

(74) 『宋會要』刑法四—四、景德二年十月二十一日。詔、今後應盜賊合刺配牢城者、並配千里外、其河北・河東州軍並配過黃河南、陝西州軍配潼關東、荊湖南路州軍配嶺南、北路州軍配過漢江、江南・兩浙並配江北、川峽州軍配出川界、廣南州軍近嶺者配嶺北、不近嶺者東西路交互移配、福建路亦配廣南・江浙、其同火人、量遠近散配。

(75) 註(88)に引く咸平六年の詔で、使用人が主人の財物を竊盜した場合、五貫以上で牢城に刺配することを定めている。また、註(91)に引く天禧四年の呂夷簡の上言は、奏裁の對象となる場合として「竊盜持仗穿牆五貫以上」と「強盜三貫及持仗罪不至死者」とを擧げる。

(76) たとえば『條法事類』巻七、職制門、監司巡歷、旁照法、賊盜敕。諸竊盜、得財杖六十、四伯文杖七十、四伯文加壹等、貳貫徒壹年、貳貫加壹等、過徒參年、參貫加壹等、貳拾

貫配本州。

(77) 『條法事類』巻七五、刑獄門、編配流役、名例敕。諸稱配者、刺面。不指定軍名者、配牢城。

(78) 『宋刑統』巻一九、賊盜律、強盜竊盜。准建隆三年十二月五日敕節文、今後應強盜、計贓錢滿三貫文足陌、皆處死。不滿三貫文、決脊杖二十、配役三年。不滿二貫文、決脊杖二十、配役二年。不滿一貫文、決脊杖二十、配役一年。(中略)不得財者、決脊杖二十放。

(79) 川村康「唐五代杖殺考」(『東洋文化研究所紀要』一一七、一九九二年)を參照。

(80) 『宋刑統』巻一九、賊盜律、強盜竊盜。准顯德五年七月七日敕條、今後應持杖行劫、不問有贓無贓、並處死。其同行劫賊內有不持杖者、亦與同罪。其餘稱強盜者、准律處分。この敕條に續く起請に「臣等參詳、應持仗行劫、一准舊敕、不問有贓無贓、幷處死」とあり、この規定がそのまま宋朝に承け繼がれたことが知られる。

(81) 『長編』巻八、乾德五年(九六七)四月丙戌。詔、比者強盜持仗、雖不傷人者、皆棄市、自今雖有杆棒、但不傷人者、止計贓以論其罪。

(82) 『長編』巻四三、咸平元年十月乙未。舊條、持仗行劫、不計有贓無贓、悉抵死。(戶部尚書張)齊賢議貸不得財者。(中略)而刑名卒如齊賢之請。自是、犯盜者歲亦不增。

(83) 太平興國四年(九七九)には、初犯の強盜は「死を免じて闕下に送る」ことが朝旨により命令されている。『長編』巻二〇、太平興國四年七月乙巳。

(84) 『長編』巻二二、太平興國六年十二月甲申。詔、強盜・放火、準律不至死者、勿復並妻子部送闕下。

(85) 『宋會要』刑法四—三、咸平四年七月五日。詔、福建・廣南・江浙・荊湖遠地、應強盜及持仗不至死者、依法決訖、刺配本處五百里外充軍。先是、幷其家部送上京、多殞於道途、特有是命。『長編』巻四九は「決杖、黥面、配所在五百里外本城」と記すが、採らない。

(86) 「持仗至死」の場合は、恩赦があれば奏裁の對象となった。『宋會要』兵一一—五、景德二年(一〇〇五)八月二十三日。詔、亡命軍人及劫盜、赦限內捕獲、罪至死者、奏裁。限外、劫盜準法、亡卒罪至死者杖脊・黥面・流沙門島。情理重者、奏裁。罪不至死者、不以赦限內外、並依常法。奏裁の結果は、おおむね本城軍への配軍であった(前述)。

(87) 註(98)を參照。

(88) 『長編』巻五四、咸平六年四月癸酉。舊制、士庶家僮僕有犯、或私黥其面。上以今之僮使本傭雇良民、癸酉、詔、有盜主財者、五貫以上杖脊・黥面・配牢城、十貫以上奏裁、不得私黥涅之。

(89) 『長編』巻六〇、景德二年(一〇〇五)六月壬寅。詔、自今僮僕盜主財、五貫配本州牢城、十貫配五百里外、二十貫以上奏裁。改咸平六年之制、慮其淹繫也。

(90) 註(74)を參照。

(91) 『宋會要』刑法四—一〇、天禧四年十二月。知開封府呂夷簡言、請今後應賊人、竊盜持杖(ママ)穿牆五貫以上・強盜滿三貫及持杖(ママ)罪罪(衍字)不至死者、更不部送赴闕、只委逐處依法決

脊杖二十、內身首強壯者、刺配五百里外牢城、凶惡難恕者、刺配千里外遠惡州軍牢城、若老小疾病久遠不堪充軍役者、依法施行。事下法寺、既而言舊條皆押赴闕、今請如夷簡所奏。詔可、仍候斷訖、刺指揮二字、取轉運使指揮移配。

(92) 『條法事類』巻七五、刑獄門、編配流役、斷獄令。諸強盜貸命配軍、於額上添刺強盜字、仍差將校部送、餘依本法。

(93) 遠惡州軍とは、廣南路の特定の州軍をいう。『條法事類』巻七五、刑獄門、編配流役、名例敕。諸稱遠惡州者、謂南恩・新・循・梅・高・雷・化・賓・容・瓊州・萬安・昌化・吉陽軍。

(94) 『條法事類』巻七五、刑獄門、編配流役、斷獄令。諸編配計地里者、以住家之所、諸軍以住營之所、各不得過里數參伯里(參伯里內無州者、配以次最近州)。

(95) 『長編』巻一一七、景祐二年八月壬子。詔改強盜法。不持仗不得財、徒二年。得財爲錢萬及傷人者、死。持仗而不得財、流三千里。得財爲錢五千者、死。傷人者、殊死。不持仗得財爲錢六千、若持仗罪不至死者、仍刺配一千里外牢城。『宋大詔令集』巻二〇二、政事、刑法、定強盜刑詔も參照のこと。

(96) 『唐律疏議』賊盜律第三四條。諸強盜、不得財徒二年、一尺徒三年、二疋加一等、十疋及傷人者絞、殺人者斬。其持仗者、雖不得財、流三千里、五疋絞、傷人者斬。

(97) 川村「折杖法」九二～一〇〇頁。

(98) 『宋會要』刑法四—二、雍熙四年十二月十三日。詔、應諸道擒獲劫賊、獄成遇赦者、隸本城軍、仍廩給之。先是、江南轉運使許驥上言、劫盜遇赦得原還本鄉、譬告捕者多行殺害、請以隸軍故也。

(99) 『唐律疏議』賊盜律第一八條。諸殺人應死會赦免者、移鄉千里外。『譯註』六、一三八～九頁を參照。

(100) たとえば、『宋會要』刑法四—二、淳化元年(九九〇)十一月十八日。詔、竊盜・強盜至徒以北(上の誤り)幷劫賊、罪在赦前、而少壯者、並黥面配本城。『宋大詔令集』巻二一五、政事、恩宥、遣官決獄減降一等詔(至道元年(九九五)四月辛丑)。其劫殺、止誅其首惡、餘徒黨、悉杖脊・黥面、配所在本城禁錮。

(101) 『宋會要』刑法四—七、大中祥符八年八月十九日。知密州孫奭言、本州累有強劫賊、結案遇赦、或赦後捉獲、准詔配本城、據官吏衆稱、準例配本城者並配牢城、朝廷以本城・牢城分爲輕重、今若一概處斷、慮失詔意、請下法官參議。詔、自今準詔刺配牢(本の誤り)城者、並止配本城有軍額指揮、不得例配牢城。括弧內は、『長編』巻八五、大中祥符八年八月甲申に據って訂正した。

(102) 『宋會要』刑法四—八、大中祥符九年七月十九日。詔、強劫賊人、罪當死以德音降從流者、決訖、仍隸本城。初、磁州賊逸憲持杖行劫、德音降罪免配州、疑刑輕狀、下法寺詳定、而有是詔。

(103) 『宋會要』刑法四—九、天禧三年八月十八日。詔、謀殺・故殺・劫殺人罪至死、用今月三日赦原者、諸州並依強劫賊例、配本城。情重不可宥者、部送京師、自今用爲定式。

(104) 南宋の淳熙十一年(一一八四)頃になされた刑部・大理寺

の上奏によれば、當時の配流刑・配軍刑は次のように序列化されていた（『文獻通考』巻一六八、刑考及び宮崎「法制」一八〇頁）。①永く放還せざる者、②海外（海島、つまり海南島）、③遠惡州軍、④廣南、⑤三千里、⑥二千五百里、⑦二千里、⑧一千五百里、⑨一千里、⑩五百里、⑪鄰州、⑫本州（以上、全て牢城）、⑬本州本城（以上、刺面しない場合は更に輕い刑罰となる）。

〔補註〕『大唐六典』巻五、尚書兵部、兵部郎中（近衛本二七葉）に「勳獲之級。謂軍士戰功之等級。若牢城若（苦の誤り）戰、等一等酬勳三轉、等二第三等差減一轉」とあり、同じ事を『新唐書』巻四六、百官志、吏部、司勳郎中では「堅城苦戰、功第一者、三轉」と記している。これにより、「牢城」の語が城塞の防禦を固める方向で用いられていたことが知られる。

LIFE EXILE 配流 AND PENAL REGISTRATION IN THE ARMIES 配軍 IN EARLY SUNG CHINA

TSUJI Masahiro

This paper focuses on two types of punishments on those who are exempted from the death penalty, that is, life exile and penal registration in the Sung China. It examines the process through which penal registration has been incorporated with the penalty system in the Sung dynasty.

In order to reduce the number of executed criminals which has been increasing during the Five Dynasties, the emperors in early Sung used to reduce their punishment by one degree, when memorials were sent up to request the emperor to fix the punishment. The convicts exempted from the death penalty were usually sent to Shamendao 沙門島. But the capacity of the island was not large enough to accept exiles increasing year by year. Besides, it caused abuses that families of the criminals must be sent to the capital with the criminals for the judgment of the emperor. It was penal registration that appeared to solve these problems.

Criminals exempted from the penalty had been admitted into the army from the latter half of the Five Dynasties. As the army began to have different functions, it turned out that more convicts were sent to the labor battalions, the so-called provincial armies (xiangjun 廂軍), and at last, the convict units had the specialized status in provincial armies. At first, the criminals who committed crimes punished by life exile and those of minor offences who require heavier punishment were directly admitted into units engaged in odd jobs (loucheng 牢城), without waiting for the judgment of the emperor. Afterwards, the system of reduction of penalty for the criminals punishable by the death penalty was reformed. This paper, focusing on the penalties for robbery by stealth and force, examined how penal registration was incorporated into the penalty system of the dynasty.